町田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等 に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年(2024年)2月22日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等 に関する条例の一部を改正する条例

町田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年12月町田市条例第54号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後

改正前

(管理者)

第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対 応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定 介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに 専らその職務に従事する常勤の管理者を置か なければならない。ただし、単独型・併設型 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の 管理上支障がない場合は、当該単独型・併設 型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所 の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設 等の職務に従事することができるものとす る。

2 略

(利用定員等)

第9条 略

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者は、指定居宅サービス(法第41条第 1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、 指定地域密着型サービス(法第42条の2第 1項に規定する指定地域密着型サービスをい う。)、指定居宅介護支援(法第46条第1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、 指定所護予防サービス(法第53条第1項に 規定する指定介護予防サービスをいう。)、 指定地域密着型介護予防サービスをいう。)、 指定地域密着型介護予防サービス若しくは指 定介護予防支援(法第58条第1項に規定する 指定介護予防支援をいう。)の事業又は介 護保険施設をいう。)若しくは健康保険法等 の一部を改正する法律(平成18年法律第8 (管理者)

第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 略

(利用定員等)

第9条 略

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者は、指定居宅サービス(法第41条第 1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、 指定地域密着型サービス(法第42条の2第 1項に規定する指定地域密着型サービスをい う。)、指定居宅介護支援(法第46条第1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、 指定介護予防サービス(法第53条第1項に 規定する指定介護予防サービスをいう。)、 指定地域密着型介護予防サービスをいう。)、 指定地域密着型介護予防サービス若しくは指 定介護予防支援をいう。)の事業又は介 護保険施設(法第8条第25項に規定する介 護保険施設をいう。)若しくは指定介護療養 型医療施設(健康保険法等の一部を改正する 3号)第26条の規定による改正前の法第4 8条第1項第3号に規定する指定介護療養型 医療施設の運営(第44条第7項及び第71 条第9項において「指定居宅サービス事業等」 という。)について3年以上の経験を有する 者でなければならない。

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通 所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症 対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に 従事する常勤の管理者を置かなければならな い。ただし、共用型指定介護予防認知症対応 型通所介護事業所の管理上支障がない場合 は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通 所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の 事業所、施設等の職務に従事することができ るものとする。なお、共用型指定介護予防認 知症対応型通所介護事業所の管理上支障がな い場合は、当該共用型指定介護予防認知症対 応型通所介護事業所の他の職務に従事し、か つ、他の本体事業所等の職務に従事すること としても差し支えない。

2 略

(内容及び手続の説明及び同意)

第11条 略

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者 は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付 に代えて、第4項に規定するところにより、 当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、 当該文書に記すべき重要事項を、電子情報処 理組織(指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込 者又はその家族の使用に係る電子計算機とを 電気通信回線で接続した電子情報処理組織を いう。以下同じ。)を使用する方法その他の 法律(平成18年法律第83号)<u>附則第13</u>0条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。)の運営(同条第7項及び第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通 所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症 対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に 従事する常勤の管理者を置かなければならな い。ただし、共用型指定介護予防認知症対応 型通所介護事業所の管理上支障がない場合 は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通 所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一 敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従 事することができるものとする。なお、共用 型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所 の管理上支障がない場合は、当該共用型指定 介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の 職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の 本体事業所等の職務に従事することとしても 差し支えない。

2 略

(内容及び手続の説明及び同意)

第11条 略

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者 は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付 に代えて、第4項に規定するところにより、 当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、 当該文書に記すべき重要事項を、電子情報処 理組織(指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込 者又はその家族の使用に係る電子計算機とを 電気通信回線で接続した電子情報処理組織を いう。以下同じ。)を使用する方法その他の 情報通信の技術を利用する方法であって次に 掲げるもの(以下この条において「電磁的方 法」という。)により提供することができる。 この場合において、当該指定介護予防認知症 対応型通所介護事業者は、前項に規定する文 書を交付したものとみなす。

(1) 略

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第91条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3~5 略

(掲示)

- 第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介 護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、 介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務 の体制その他の利用申込者のサービスの選択 に資すると認められる重要事項<u>(以下この条</u> において単に「重要事項」という。)を掲示 しなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定介護 予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲 覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示 に代えることができる。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者 は、原則として、重要事項をウェブサイトに 掲載しなければならない。

(記録の整備)

第40条 略

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者 は、利用者に対する指定介護予防認知症対応 型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を 情報通信の技術を利用する方法であって次に 掲げるもの(以下この条において「電磁的方 法」という。)により提供することができる。 この場合において、当該指定介護予防認知症 対応型通所介護事業者は、前項に規定する文 書を交付したものとみなす。

(1) 略

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその 他これらに準ずる方法により一定の事項を 確実に記録しておくことができる物をもっ て調製するファイルに前項に規定する重要 事項を記録したものを交付する方法

$3\sim5$ 略

(掲示)

- 第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介 護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、 介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務 の体制その他の利用申込者のサービスの選択 に資すると認められる重要事項を掲示しなけ ればならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者 は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当 該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所 に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に 自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定に よる掲示に代えることができる。

(記録の整備)

第40条 略

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者 は、利用者に対する指定介護予防認知症対応 型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を

整備し、その完結の目から2年間保存しなけ ればならない。

(1) 略

- (2) 第21条第2項の規定による提供した具 体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第42条第11号の規定による身体的拘 束その他利用者の行動を制限する行為(以 下「身体的拘束等」という。) の態様及び 時間、その際の利用者の心身の状況並びに 緊急やむを得ない理由の記録

(4) 略

- (5) 第36条第2項の規定による苦情の内容 等の記録
- (6) 第37条第2項の規定による事故の状況 及び事故に際して採った処置についての記 録

(7)略

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体 的取扱方針)

- 第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護 の方針は、第4条に規定する基本方針及び前 条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲 げるところによるものとする。
- $(1) \sim (9)$ 略
- (10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提 供に当たっては、当該利用者又は他の利用 者等の生命又は身体を保護するため緊急や むを得ない場合を除き、身体的拘束等を行 わないこと。
- (11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、そ の態様及び時間、その際の利用者の心身の 状況並びに緊急やむを得ない理由を記録す ること。

(12) 略

_(13)_略

(14) 略

(15) 略

整備し、その完結の日から2年間保存しなけ ればならない。

(1) 略

(2) 第21条第2項に規定する提供した具体 的なサービスの内容等の記録

(3) 略

- (4) 第36条第2項に規定する苦情の内容等 の記録
- (5) 第37条第2項に規定する事故の状況及 び事故に際して採った処置についての記録

(6) 略

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体 的取扱方針)

第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護 の方針は、第4条に規定する基本方針及び前 条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲 げるところによるものとする。

 $(1) \sim (9)$ 略

<u>(10)</u> 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(16) 第1号から第14号までの規定は、前号 │ (14) 第1号から第12号までの規定は、前号

に規定する介護予防認知症対応型通所介護 計画の変更について準用すること。

(従業者の員数等)

第44条 略

2~5 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に規定する人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

略	略	略
る場合		
されてい		
かが併設		
のいずれ		
る施設等		
欄に掲げ	設又は介護医療院	
業所に中	祉施設、介護老人保健施	
宅介護事	祉施設、指定介護老人福	
機能型居	地域密着型介護老人福	
小規模多	域密着型特定施設、指定	
介護予防	生活介護事業所、指定地	職員
当該指定	指定認知症対応型共同	介護

$7 \sim 13$ 略

(管理者)

第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

に規定する介護予防認知症対応型通所介護 計画の変更について準用すること。

(従業者の員数等)

第44条 略

 $2\sim5$ 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に規定する人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定	指定認知症対応型共同	介護
介護予防	生活介護事業所、指定地	職員
小規模多	域密着型特定施設、指定	
機能型居	地域密着型介護老人福	
宅介護事	祉施設、指定介護老人福	
業所に中	祉施設、介護老人保健施	
欄に掲げ	設、指定介護療養型医療	
る施設等	施設(医療法第7条第2	
のいずれ	項第4号に規定する療	
かが併設	養病床を有する診療所	
されてい	<u>であるものに限る。)</u> 又	
る場合	は介護医療院	
略	略	略

$7 \sim 13$ 略

(管理者)

第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介 護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居 宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する 常勤の管理者を置かなければならない。ただ し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事 業所の管理上支障がない場合は、当該指定介 護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の 職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模 多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6 項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居 宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれ

2 • 3 略

(身体的拘束等の禁止)

第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介 護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居 宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は 他の利用者等の生命又は身体を保護するため 緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等 を行ってはならない。

2 略

- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次 に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検 討する委員会(テレビ電話装置等を活用し

かが併設されている場合の項の中欄に掲げる 施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護事業所の職務(当該 指定定期巡回 · 随時対応型訪問介護看護事業 所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業者(指定地域密着型サービス基準条 例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随 時対応型訪問介護看護事業者をいう。)が、 指定夜間対応型訪問介護事業者(指定地域密 着型サービス基準条例第47条第1項に規定 する指定夜間対応型訪問介護事業者をい う。)、指定訪問介護事業者(指定居宅サー ビス等の事業の人員、設備及び運営に関する 基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指 定居宅サービス等基準」という。) 第5条第 1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。 以下同じ。)又は指定訪問看護事業者(指定 居宅サービス等基準第60条第1項に規定す る指定訪問看護事業者をいう。) の指定を併 せて受け、一体的な運営を行っている場合に は、これらの事業に係る職務を含む。) 若し くは法第115条の45第1項に規定する介 護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号 ニに規定する第1号介護予防支援事業を除 く。)に従事することができるものとする。

2 • 3 略

(身体的拘束等の禁止)

第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介 護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居 宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は 他の利用者等の生命又は身体を保護するため 緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束そ の他利用者の行動を制限する行為(以下「身 体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 略

て行うことができるものとする。)を3月 に1回以上開催するとともに、その結果に ついて、介護職員その他の従業者に周知徹 底を図ること。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的 拘束等の適正化のための研修を定期的に実 施すること。

(利用者の安全及び介護サービスの質の確保 並びに職員の負担軽減に資する方策を検討す るための委員会の設置)

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居 宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多 機能型居宅介護事業所における業務の効率 化、介護サービスの質の向上その他の生産性 の向上に資する取組の促進を図るため、当該 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 における利用者の安全及び介護サービスの質 の確保並びに職員の負担軽減に資する方策を 検討するための委員会(テレビ電話装置等を 活用して行うことができるものとする。)を 定期的に開催しなければならない。

(記録の整備)

第64条 略

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 者は、利用者に対する指定介護予防小規模多 機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記 録を整備し、その完結の日から2年間保存し なければならない。

(1) • (2) 略

- (3) 次条において準用する第21条第2項<u>の</u> 規定による提供した具体的なサービスの内 容等の記録
- (4) 第53条第2項<u>の規定による</u>身体的拘束 等の態様及び時間、その際の利用者の心身 の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 略

(6) 次条において準用する第36条第2項の

(記録の整備)

第64条 略

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 者は、利用者に対する指定介護予防小規模多 機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記 録を整備し、その完結の日から2年間保存し なければならない。

(1) • (2) 略

- (3) 次条において準用する第21条第2項<u>に</u> 規定する提供した具体的なサービスの内容 等の記録
- (4) 第53条第2項<u>に規定する</u>身体的拘束等 の態様及び時間、その際の利用者の心身の 状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (5) 略
- (6)次条において準用する第36条第2項<u>に</u>

規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第37条第2項<u>の</u> 規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 略

(従業者の員数)

第71条 略

 $2 \sim 10$ 略

11 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業 者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防 認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知 症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業 所において一体的に運営されている場合にあ っては、指定地域密着型サービス基準条例第 110条第1項から<u>第10項</u>までに規定する 人員に関する基準を満たすことをもって、前 各項に規定する基準を満たしているものとみ なすことができる。

(管理者)

第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活 介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその 職務に従事する常勤の管理者を置かなければ ならない。ただし、共同生活住居の管理上支 障がない場合は、当該共同生活住居の他の職 務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務 に従事することができるものとする。

2 • 3 略

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会

規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第37条第2項<u>に</u> 規定する事故の状況及び事故に際して採っ た処置についての記録

(8) 略

(従業者の員数)

第71条 略

 $2 \sim 10$ 略

11 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業 者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防 認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知 症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業 所において一体的に運営されている場合にあ っては、指定地域密着型サービス基準条例第 110条第1項から第9項までに規定する人 員に関する基準を満たすことをもって、前各 項に規定する基準を満たしているものとみな すことができる。

(管理者)

第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活 介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその 職務に従事する常勤の管理者を置かなければ ならない。ただし、共同生活住居の管理上支 障がない場合は、当該共同生活住居の他の職 務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業 所、施設等若しくは併設する指定小規模多機 能型居宅介護事業所の職務に従事することが できるものとする。

2 · 3 略

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会

福祉施設を管理する者であってはならない。 ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第83条 略

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定により協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。
- (1)利用者の病状が急変した場合等において 医師又は看護職員が相談対応を行う体制 を、常時確保していること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活 介護事業者からの診療の求めがあった場合 において診療を行う体制を、常時確保して いること。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関(次項において「第2種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならな

福祉施設を管理する者であってはならない。 ただし、<u>これらの事業所、施設等が同一敷地</u> 内にあること等により当該共同生活住居の管 理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第83条 略

い。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

<u>7</u> 略

8 略

(記録の整備)

第85条 略

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 略

- (2) 第76条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第78条第2項<u>の規定による</u>身体的拘束 等の態様及び時間、その際の利用者の心身 の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 略

- (5) 次条において準用する第36条第2項<u>の</u> 規定による苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第37条第2項<u>の</u> 規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第 15条、第23条、第24条、第26条、第 28条の2、第31条から第34条まで、第 36条から第39条まで(第37条第4項及 び第39条第5項を除く。)、第56条、第 59条、第61条及び第63条の2の規定は、 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事

<u>2</u> 略

3 略

(記録の整備)

第85条 略

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 略

- (2) 第76条第2項<u>に規定する</u>提供した具体 的なサービスの内容等の記録
- (3) 第78条第2項<u>に規定する</u>身体的拘束等 の態様及び時間、その際の利用者の心身の 状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 略

- (5) 次条において準用する第36条第2項<u>に</u> 規定する苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第37条第2項<u>に</u> 規定する事故の状況及び事故に際して採っ た処置についての記録

(7) 略

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第 15条、第23条、第24条、第26条、第 28条の2、第31条から第34条まで、第 36条から第39条まで(第37条第4項及 び第39条第5項を除く。)、第56条、第 59条及び第61条の規定は、指定介護予防 認知症対応型共同生活介護の事業について準

業について準用する。この場合において、第 11条第1項中「第27条に規定する運営規 程」とあるのは「運営規程(第80条に規定 する重要事項に関する規程をいう。第32条 において同じ。)」と、同項、第28条の2 第2項、第31条第2項第1号及び第3号、 第32条第1項並びに第37条の2第1号及 び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護 従業者」とあるのは「介護従業者」と、第2 6条第2項中「この節」とあるのは「第4章 第4節 と、第39条第1項中「介護予防認 知症対応型通所介護に」とあるのは「介護予 防認知症対応型共同生活介護に」と、「6月」 とあるのは「2月」と、第56条中「介護予 防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるの は「介護従業者」と、第59条中「指定介護 予防小規模多機能型居宅介護事業者」とある のは「指定介護予防認知症対応型共同生活介 護事業者」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第65条及び第86条において準用する場合を含む。)及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

用する。この場合において、第11条第1項 中「第27条に規定する運営規程」とあるの は「運営規程(第80条に規定する重要事項 に関する規程をいう。第32条において同 じ。)」と、同項、第28条の2第2項、第 31条第2項第1号及び第3号、第32条第 1項並びに第37条の2第1号及び第3号中 「介護予防認知症対応型通所介護従業者」と あるのは「介護従業者」と、第26条第2項 中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、 第39条第1項中「介護予防認知症対応型通 所介護に」とあるのは「介護予防認知症対応 型共同生活介護に」と、「6月」とあるのは 「2月」と、第56条中「介護予防小規模多 機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従 業者」と、第59条中「指定介護予防小規模 多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定 介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」 と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第91条 指定地域密着型介護予防サービス事 業者及び指定地域密着型介護予防サービスの 提供に当たる者は、作成、保存その他これら に類するもののうち、この条例の規定におい て書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正 本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚 によって認識することができる情報が記載さ れた紙その他の有体物をいう。以下この条に おいて同じ。)で行うことが規定されている 又は想定されるもの(第14条第1項(第6 5条及び第86条において準用する場合を含 む。)及び第76条第1項並びに次項に規定 するものを除く。) については、書面に代え て、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、 磁気的方式その他人の知覚によっては認識す ることができない方式で作られる記録であっ て、電子計算機による情報処理の用に供され るものをいう。) により行うことができる。

2 略

2 略

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の町田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(以下「新条例」という。)第32条第3項(新条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

3 施行日から令和7年3月31日までの間、新条例第53条第3項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう 努めなければ」とする。

(利用者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減に資する方策を 検討するための委員会の設置に係る経過措置)

4 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第63条の2(新条例第86条 において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第63条の2中 「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。